

令和2年第1回定例会 一般会計予算・決算審査特別委員会（第3日目）  
市民厚生分科会審査記録

- 1 日 時 令和2年3月10日（火） 午前10時12分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第50号 令和元年度村上市一般会計補正予算（第11号）  
議第10号 令和2年度村上市一般会計予算
- 4 出席委員（9名）
- |      |        |     |        |
|------|--------|-----|--------|
| 1番   | 尾形修平君  | 2番  | 大滝国吉君  |
| 3番   | 平山耕君   | 4番  | 稲葉久美子君 |
| 5番   | 木村貞雄君  | 6番  | 長谷川孝君  |
| 7番   | 鈴木一之君  | 8番  | 河村幸雄君  |
| 9番   | 渡辺昌君   | 委員長 | 大滝国吉君  |
| 副委員長 | 鈴木いせ子君 |     |        |
- 5 欠席委員  
なし
- 6 傍聴議員  
本間善和君 山田勉君
- 7 地方自治法第105条による出席者  
議長 三田敏秋君
- 8 オブザーバーとして出席した者  
なし
- 9 説明のため出席した者
- |              |             |
|--------------|-------------|
| 副市長          | 忠 聡君        |
| 税務課長         | 建部昌文君       |
| 同課収納対策室長     | 大滝豊君（課長補佐）  |
| 市民課長         | 八藤後茂樹君      |
| 同課生活人権室長     | 佐藤正明君（課長補佐） |
| 環境課長         | 中村豊昭君       |
| 同課生活環境室長     | 本間研二君（課長補佐） |
| 同課生活環境室副参事   | 鈴木義貴君       |
| 同課新エネルギー推進室長 | 田中章穂君（課長補佐） |
- 10 議会事務局職員
- |    |      |
|----|------|
| 局長 | 小林政一 |
| 書記 | 菅井洋子 |

（午前10時12分）  
特別委員長（大滝国吉君）開会を宣する。

○本日の委員会は、一般会計予算・決算審査特別委員会に設置した市民厚生分科会の所管事務についての税務課、市民課及び環境課所管分について審査を行うこととし、審査は常任委員会の審査の例により行い、分科会の会長には常任委員長、副分科会長には常任副委員長を充て議事運営を行うこととし、議事進行を市民厚生分科会長に願った。

分科会長（渡辺 昌君）開会を宣する。

○当分科会の審査については、分科会審査日程概要どおりに進むことに異議なく、そのように決定する。

**日程第5** 議第50号 令和元年度村上市一般会計補正予算（第11号）についてのうち市民厚生分科会所管分についての税務課、市民課及び環境課所管分を議題とし、担当課長（税務課長 建部昌文君、市民課長 八藤後茂樹君、環境課長 中村豊昭君）から歳入についての説明を受けた後、歳入についての質疑に入り、歳入についての質疑終了後、歳出についての説明を受けた後、歳出についての質疑に入る。

歳入

第14款 国庫支出金

（説明）

市民 課長 補正予算書10P、11Pをごらんください。14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金である。個人番号カード交付事業費補助金833万5,000円の補正をお願いするものである。こちらの事業費補助金については、人口割と個人番号カードの交付見込み数により算出されており、後ほど歳出のほうで出てまいる地方公共団体情報システム機構負担金分を国が10分の10の補助率で補助するものである。以上だ。

歳入

第14款 国庫支出金

（質疑）

（「なし」と呼ぶ者あり）

歳出

第2款 総務費

（説明）

税務 課長 それでは、16、17Pをお開きください。2款2項1目税務総務費では、今後見込まれる申告にかかわる業務や賦課業務などにより時間外勤務手当の不足が見込まれることから、143万2,000円の追加をお願いするものである。

市民 課長 続いて、2款3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費だ。戸籍住民基本台帳経費、地方公共団体情報システム機構負担金833万5,000円の補正をお願いするものである。説明は、先ほど歳入で説明したとおり国からの、これについてはカードの交付見込み数等で算出されたものによって金額が算出されている。以上だ。

第4款 衛生費

（説明）

環境 課長 それでは、22、23Pをごらんください。4款衛生費、2項清掃費、2目塵芥処理費である。ごみ清掃対策経費のところ、災害廃棄物処理委託料300万円の補正をお願いするものである。こちらについては、震災に関係した災害廃棄物の処理経費であ

る。12月にも補正をお願いしたが、見込みよりも余計集まってきていて、今回また補正をお願いするものである。以上だ。

## 歳出

### 第2款 総務費、第4款 衛生費

(質 疑)

- 尾形 修平 そうしたら、さっきの住民基本台帳の経費ということで、個人番号カードの交付に関して村上市の状況をちょっと教えてもらえるか。
- 市民 課長 こちら令和2年3月1日現在の交付というか有効カード枚数となるが、こちらのほう5,822枚となっている。人口5万9,074人に対して9.8%の交付率となっている。
- 尾形 修平 この9.8%というのが全国的に見てどのぐらいの位置にあるのだ、1割に満たないということなのだけれども。
- 市民 課長 県内で言うと、県内30市町村の中で11番という形になっている。ちょっと今手元に詳しい資料がないので、あれなのだが、全国的にはまだ14%程度だったかと記憶している。
- 大滝 国吉 この災害廃棄物処理委託料だが、これで終わるのか。まだ残っているのか。
- 環境 課長 今府屋のほうに場所を移して仮置き場やっているわけなのだけれども、これで大体終わると思うのだが、実は瓦屋さんとかに状況を聞いているのだが、もう少しやっているとところがあるということで、もしかするともう少し出るのかもしれないというふうに見ている。ただ、実際のところは処分をしてみないと実量が決まらないので、これで足りる場合もあるし、若干もしかすれば足りないというふうな可能性もあるのかもしれないが、そのときはまたちょっと財政のほうと相談しながら対処させていただきたいと考えているところである。

## 日程第6

議第10号 令和2年度村上市一般会計予算のうち市民厚生分科会所管分についての税務課、市民課及び環境課所管分を議題とし、最初に歳入について予算付託表記載順に担当課長（税務課長 建部昌文君、市民課長 八藤後茂樹君、環境課長 中村豊昭君）から説明を受けた後、歳入についての質疑に入り、歳入についての質疑終了後、歳出及び債務負担行為についての説明を受け、その後歳出及び債務負担行為についての質疑に入る。

## 歳入

### 第1款 市税

(説 明)

- 税務 課長 それでは、令和2年度予算書の12、13Pをお開きください。初めに、歳入の1款市税である。本年度予算額は64億7,459万7,000円を計上いたしました。前年度比較では1,590万7,000円、率では0.25%の減を見込んだ。それでは、各税目についてご説明申し上げます。各税目の予算額については、今年度の実績及び前年度までの増減率などにより積算している。また、収納率は、平成29年度及び平成30年度の平均値を勘案して算定している。初めに、1款1項の市民税では、前年度比3,839万7,000円減の24億7,958万1,000円を計上いたしました。1款1項1目個人の本年度は、個人所得の増を見込み、前年度比144万9,000円増の21億264万1,000円を計上した。1款1項2目法人の本年度は、平成29年度の税制改正で国内地域間の法人の偏在性を是正し、自

治体間の財政力格差を縮小させるため、令和元年10月1日施行で国税の地方法人税率を引き上げて交付税原資化するとともに、法人市民税及び法人県民税の税率を引き下げることになった。このことにより、令和元年10月1日の事業年度開始分から法人市民税の法人税割の税率が12.1%から8.4%に引下げになることから、前年度比3,984万6,000円減の3億7,694万円を計上いたした。積算の内訳は、説明欄のとおりである。次に、14、15Pをお開きください。次に、1款2項固定資産税であるが、本年度予算額は前年度比4,312万5,000円増の33億7,551万2,000円を計上いたした。1款2項1目固定資産税は、新增築家屋の増額を見込み、前年度比4,846万1,000円増の30億2,042万6,000円を計上した。1款2項2目国有資産等所在市町村交付金及び納付金であるが、前年度比533万6,000円減の3億5,508万6,000円を見込んだ。1款3項の軽自動車税、1目環境性能割だが、これは軽自動車の購入時に課される税で、賦課徴収を県が行い、市に払い込む。平成30年度、平成31年度の新規登録台数の実績から1,338万円を計上いたした。次に、1款3項2目の軽自動車税、2目種別割だが、これは軽自動車の所有者に課される税で、新税率適用の車両の増加により、前年度比366万8,000円増の2億1,773万4,000円を計上した。次に、16、17Pをお開きください。1款4項1目の市たばこ税については、売り上げ本数の減少により前年度比3,008万9,000円減の3億4,391万1,000円を計上した。1款5項1目の入湯税は、入湯客数の減少により前年度比767万1,000円減の4,424万1,000円を計上いたした。以上である。

#### 第12款 交通安全対策特別交付金

(説明)

市民 課長 20P、21Pをごらんください。12款交通安全対策特別交付金、1項1目交通安全対策特別交付金である。交通安全対策特別交付金として700万円を計上いたした。平成31年度と比べると35万5,000円の減を見込んでいる。

#### 第13款 分担金及び負担金

(説明)

市民 課長 続いて、13款分担金及び負担金、2項1目総務費負担金、1節戸籍住民基本台帳費負担金である。1、旅券交付事務負担金10万円、こちらはパスポートの発行事務に係る関川村からの負担金になる。2、戸籍電子情報処理事務負担金36万円、こちらは戸籍事務のシステムの共同利用に係る栗島浦村からの負担金になる。

環境 課長 それでは、23Pになるが、13款2項3目衛生費負担金、説明欄の1、火葬場運営費負担金であるが、131万9,000円については、荒川火葬場の運営に係る関川村からの負担金となっている。同じ欄だけれども、13款2項3目2節の清掃費負担金の1、ごみ処理場運営費負担金5,023万2,000円とその次の2、し尿処理場運営費負担金2,118万8,000円については、それぞれの処理場運営に係る関川村からの負担金となっている。

#### 第14款 使用料及び手数料

(説明)

市民 課長 同じく、22P、23Pをごらんください。14款使用料及び手数料、1項1目総務使用料、1節総務管理使用料である。総務管理使用料の5番、行政財産使用料7,000円、

こちらは平林駅の東口の公衆電話や電柱等の敷地の使用料である。6番、駐車場使用料105万6,000円、こちらは坂町駅前の駐車場の使用料になる。両使用料とも前年度と同額を見込んでいる。

環境 課長 14款1項3目衛生使用料、説明欄の1であるが、霊園等永代使用料、こちらについては予算計上だけになっている。2の行政財産使用料については1万6,000円であるが、電力柱及びN T T柱などの設置に伴う行政財産使用料となっている。

市民 課長 26P、27Pをごらんください。14款使用料及び手数料、2項1目総務手数料の1節総務管理手数料の2番、放置自転車等返還手数料1,000円である。500円の2台を見込んでいる。

税務 課長 その下の14款2項1目2節徴税手数料は、説明欄1のとおり督促手数料から3、閲覧手数料まで、平成29年度及び平成30年度の実績により合計477万円を計上いたしました。

市民 課長 続いて、14款2項1目3節戸籍住民基本台帳手数料だ。戸籍謄抄本や証明書等の交付手数料になるが、総額で2,509万円を計上いたしました。前年比で168万1,000円の減と見込んでいる。

環境 課長 次、14款2項3目衛生手数料169万1,000円の中身であるけれども、説明欄1、畜犬登録等手数料31万5,000円については、新規登録鑑札交付手数料である。2の狂犬病予防注射済票の交付手数料137万5,000円については、2,500件ほどを見込んでいる。次の14款2項3目2節清掃手数料であるが、説明欄の2、ごみ処理手数料7,541万8,000円についてはごみ指定袋の大、中、小及び処理券の販売代金である。説明欄の4のし尿処理手数料2,806万2,000円については、大体前年実績等を参考に見込んでいる金額となっている。少し飛んで、説明欄6の廃棄物処理手数料8,746万7,000円については、ごみ処理場に直接持ち込まれる廃棄物の処理に係る手数料である。次の説明欄7、浄化槽汚泥等処理手数料984万5,000円については、し尿処理場における浄化槽汚泥の処理に係る手数料となっている。

## 第15款 国庫支出金

(説明)

市民 課長 28P、29Pをごらんください。15款2項1目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金である。その説明欄のうち3番、個人番号カード交付事業費補助金3,577万4,000円となっている。こちらのほう、先ほどの補正予算のところでも説明いたしたが、地方公共団体情報システム機構負担金と同額となっている。国のほうでは、令和4年度中に国民のほとんどが個人番号カードを保有、所持することを目標に取り組みを進めており、令和2年度かなりの数が交付申請されるものと見込んで金額が膨れ上がっている。4番、個人番号カード交付事務費補助金369万円、こちらはカード交付に係る市の事務費、人件費等に充てる補助金である。

環境 課長 同じページになるが、下のほう、15款2項3目衛生費国庫補助金の1節保健衛生費補助金の説明欄1、循環型社会形成推進交付金14万7,000円であるが、これは合併浄化槽の設置に係る交付金である。

市民 課長 30P、31Pをごらんください。中段のあたり、15款3項1目総務費委託金、1節総務管理費委託金である。自衛官募集事務委託金として3万円を計上している。前年度と同額になっている。続いて、15款3項1目2節戸籍住民基本台帳費委託金、中長期在留者住居地届出等事務委託費として24万円を計上している。前年比で5万円

の増となっている。次の段、15款3項2目民生費委託金の1節社会福祉費委託金である。国民年金事務費交付金1,000万円を計上している。前年と比較して200万円の減となっている。

#### 第16款 県支出金

(説明)

市民 課長 32P、33Pをごらんください。16款2項県補助金の1目総務費県補助金である。1節総務管理費補助金の5番、消費者行政推進事業等補助金である。こちらのほう70万円を計上している。

税務 課長 それでは、34、35Pをお開きください。16款3項1目の総務費委託金の1節徴税费委託金は、説明欄の1、個人県民税賦課徴収取扱事務委託金として、前年度比35万7,000円減の8,840万円を計上いたしました。この委託金は、市、県民税として一括徴収している県民税の徴収に係る委託金で、納税義務者1人につき3,000円の取扱費となっている。

市民 課長 続いて、16款3項1目2節戸籍住民基本台帳費委託金である。説明欄のうち1、人口移動調査交付金4万3,000円、こちらは県統計課の関係の調査に関する交付になる。説明欄の2、人口動態調査費事務委託金6万7,000円、こちらは県の福祉保健課の関連の調査に関する事務委託金になる。続いて、16款3項2目民生費委託金、1節社会福祉費委託金の説明欄の1、人権啓発活動地方委託事業委託金である。こちらのほう85万円を予算計上している。

#### 第21款 諸収入

(説明)

税務 課長 それでは、40、41Pをお開きください。21款1項1目1節の市税延滞金は、市税滞納に伴う延滞金で、1,000万2,000円を計上いたしました。次に、42、43Pをお開きください。21款6項6目雑入、1節総務雑入の説明欄の35、精通者意見価格調査料3万9,000円は、相続税及び贈与税課税の基準となる国の土地価格の調査料だ。また、36、譲渡林分調査料3万円は、相続税などで立木の評価算定を行うため譲渡があった山林の現場調査手数料で、いずれも関東信越国税局からの収入である。

市民 課長 続いて、説明欄の37番、交通災害共済事務取扱交付金である。こちらのほう198万3,000円を見込んでいる。前年比5万円の減となっている。

環境 課長 21款6項6目3節衛生雑入の説明欄のうち主なものとしたしては、1の資源ごみ等売却収入949万5,000円については、資源ごみとして収集したものの売却収入となっている。説明欄の4、ごみ処理場有価物売却収入380万1,000円については、これごみ処理場に持ち込まれた燃やさないごみの中から鉄などの有価物を売った収入になっている。説明欄の6、胎内市清掃センター解体工事に伴う基金積立残高還付金300万円については、胎内市清掃センターが平成30年度に廃止され、令和元年度に1施設を解体いたしたが、構成市町村で解体のための経費として基金を積み立てていた。解体工事もおおむね終わり、収支を計算したところ基金に余剰金が生じる見込みのため、関係市町村に対して還付される見込みとなったものである。あとは、大体例年どおりである。

歳入

## 第1款 市税

(質 疑)

木村 貞雄 15Pなのだが、国有資産等の関係で、国有資産は若干ふえているし、県有資産が若干減っているのだけれども、それについての説明をお願いします。

税務 課長 国有資産については、国有林野に係る土地貸付資産の関係であるし、県有資産のほうについては、発電所の用に供する固定資産というようなことになっている。この国有資産等所在市町村交付金及び納付金については平成30年度、平成29年度、その増減率で見ているので、国有資産については平成29、30年度が増加しているということだし、特にその県有資産のほうについては、発電所の償却資産等が関係してくるわけだけれども、そういったものが減価償却あるいはその償却資産を購入しないことによって減っているというふうに思われる。

渡辺分科会長 木村委員、よろしいだろうか。

木村 貞雄 はい。

## 第12款 交通安全対策特別交付金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

## 第13款 分担金及び負担金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

## 第14款 使用料及び手数料

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

## 第15款 国庫支出金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

## 第16款 県支出金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

## 第21款 諸収入

(質 疑)

長谷川 孝 43Pの37番の交通災害共済事務取扱交付金についてちょっと聞きたいのだけれども、これ1人500円かなんかのやつだよ。それで、町内でまとめて集めると何か手数料みたいの入るといふ、その手数料の比率というのはどのぐらいだかわかる。

生活人権室長 配るのに1件当たり10円、回収で1件当たり70円となっている。

長谷川 孝 例えば町内で全部まとめて、うちら2月末までに集めるということで、集めた分はそういう形でもらえるのだろうかけれども、忘れて市役所に直接の届けたとかというのものもあるよね。それに関しては、後で町内分としてあれするのか、それともいや、

市役所に直接持っていったのだから、それは町内には還付されないよというやり方なのか、それちょっと教えてくれるか。

生活人権室長 基本的に期限を設けているので、町内の方には3月いっぱいというような形で期限決めさせていただいているので、その間で直接持ってこられた方に関しては、一応町内のほうに入れて返している。以上だ。

歳出

第2款 総務費

(説明)

市民 課長

64P、65Pをごらんください。2款総務費、1項総務管理費、9目の交通安全対策費である。1、交通安全対策一般経費、総額で1,443万5,000円を計上している。主なものについては、新年度より会計年度任用職員となる交通安全専門指導員の報酬、そして自転車教室用の信号機の修繕や坂町駅前駐輪場の修繕に充てる修繕料56万4,000円、また新年度より特別職非常勤職員でなくなる交通安全指導員の方について業務委託をするという形を取るのので、交通安全指導員業務委託料として864万円を計上している。次に、2番、交通安全対策施設管理経費である。総額で276万円を計上している。こちらのほうは、カーブミラーの購入費やカーブミラーの設置や建てかえの工事請負費となっている。続いて、3番、交通安全対策費職員人件費である。こちらは、4,041万8,000円を計上させていただいている。続いて、2款1項10目消費者行政費である。消費者行政経費として総額473万4,000円を計上いたしている。主なものは、消費生活相談員2名の報酬などとなっている。ページをめくっていただいて、66P、67P、2款1項11目防犯対策費、説明の1、防犯対策経費である。総額で5,509万1,000円を計上いたしている。こちらのほうは、防犯灯に係る電気料などの光熱水費2,817万9,000円、LED灯具に交換したり蛍光灯の蛍光管などを交換する修繕料が2,300万円、そして防犯灯の新設、移設、建てかえなどに要する工事請負費として300万円を計上いたしている。説明の2、空き家等管理不全防止対策経費、総額で2万7,000円を計上いたしている。こちらのほうは、空き家管理に係る啓発、指導、助言等に係る事務費を計上いたしている。

税務 課長

72、73Pか、これは。お聞きください。2款2項1目税務総務費だが、説明欄をごらんください。説明欄2の税務総務費経費の事務補助員報酬882万2,000円は、会計年度任用職員制度導入により事務補助員賃金から報酬に振りかえたもので、通年雇用の事務補助員3人分及び申告時期から納税通知書発送までの事務補助員の報酬である。次に、説明欄3の税務総務費職員人件費は、本庁及び支庁職員32人分の人件費である。次に、2款2項2目賦課徴収費であるが、説明欄1の賦課徴収経費の真ん中あたりの画地認定業務委託料から、その5つ下の標準宅地時点修正業務委託料までについては、資産税関係の委託料で、毎年の土地家屋の移動処理を行うための業務委託料及び令和3年度の評価がえ関連の業務委託料である。その下の軽自動車税環境性能割徴収取扱事務交付金20万円は、軽自動車税環境性能割を県が賦課徴収し、市に払い込みを行う対価として令和元年度に払い込んだ額の5%を県に交付するものである。その下の過誤納還付金2,026万円は、法人市民税の予定納税の精算による還付のほか、所得の更正等による還付金である。

市民 課長

続いて、2款3項戸籍住民基本台帳費である。戸籍住民基本台帳経費として総額4,122万3,000円を計上いたしている。会計年度任用職員となった臨時職員2名分の

報酬、期末手当等を計上させていただいている。ページをめくっていただいて、74P、75P、先ほど歳入のところでもご説明いたした地方公共団体情報システム機構負担金が3,577万4,000円ということで、前年度当初よりも2,855万4,000円の増となっている。続いて、説明の2、パスポート事務経費、総額24万円を計上させていただいた。印刷製本費の中で、申請案内を3色刷りで3,000枚印刷するというので、6万4,000円を計上させていただいている。続いて、説明の3、戸籍住民基本台帳費職員人件費である。こちらのほう1億3,788万9,000円を計上させていただいている。

### 第3款 民生費

(説明)

- 市民 課長 84P、85Pをごらんください。説明欄の19、人権・同和対策費、総額で194万円を計上させていただいた。こちらのほうは、先ほど条例改正をさせていただいた関係で、人権教育・啓発推進計画策定委員会委員報酬19万円及びそれに伴う費用弁償として2万8,000円ということで計上させていただいた。計画の評価見直しを行うための市民意識調査を実施するためである。そのほか、消耗品費として大会、研修等の資料代のほか人権啓発用品の購入ということで、総額で54万円を計上させていただいた。
- 市民 課長 90P、91Pをごらんください。3款1項5目国民年金事務費、説明の1、国民年金事務経費である。総額で201万6,000円を計上させていただいた。続いて、2、国民年金事務費職員人件費772万2,000円を計上させていただいている。

### 第4款 衛生費

(説明)

- 環境 課長 それでは、111Pをごらんください。上のほうからになるけれども、4款1項3目環境衛生費を説明させていただく。説明欄の1、環境衛生総務一般経費854万6,000円については、環境審議会や進捗管理委員会などの会議の開催経費、環境基本計画、環境フェスタ、市営墓地などに係る経費である。主なものとしては、1行目の環境審議会委員報酬21万5,000円については、委員会を2回開催する予定で計上している。3行目の環境基本計画等進捗管理委員会委員報酬8万9,000円については、1回の開催を予定している。5行目の地球温暖化対策地域協議会委員報酬33万円については、委員会及び部会について各3回を開催する予定としている。7行目の普通旅費20万円については、地球温暖化対策地域評議会などの開催に係る旅費として計上させていただいている。少し飛ぶが、15行目、施設維持保全業務委託料42万2,000円については、各市営墓地の除草に係る委託料である。1つ飛んで、17行目の墓地無縁墳墓改葬業務委託料50万円については、平成30年度に建立いたした羽黒町墓地の無縁供養墓に無縁墳墓を改葬するための経費として計上させていただいた。18行目の環境基本計画等策定業務委託料561万6,000円については、環境基本計画などが令和2年度で計画期間が満了するというので、令和元年度、平成2年度の2年間でやっているけれども、これの令和2年度分の予算として計上いたしている。環境基本計画のほかに地球温暖化対策実行計画及び新エネルギー推進ビジョンも同じ年度で計画期間が満了するので、この3計画を併せてやっている。20行目の害虫駆除用薬剤購入補助金35万円については、害虫駆除用の薬剤を購入する町内、集落等への購入費の3分の1を補助している。次に、説明欄の2、排水路清掃等経費1,404万5,000円については、村上地区の清水川などの排水路の清掃及び側溝などの土砂運

搬、処理に係る経費である。主なものとしたしては、3行目の廃棄物収集・運搬手数料117万6,000円については、町内の側溝清掃などにおける土砂の収集、運搬に係る経費である。4行目の施設維持保全業務委託料1,220万円については、排水路の清掃業務や除草業務などの経費として計上いたした。次は、説明欄の3番、畜犬登録等経費65万6,000円であるが、犬の登録及び予防注射などに係る経費である。内訳については、おおむね例年同様である。続いて、説明欄の4、新エネルギー推進事業経費450万5,000円である。主なものは、2行目の住宅用太陽光発電システム設置費補助金350万円については、10件分程度の予算を計上させていただいた。3行目の木質バイオマスストーブ設置費補助金100万円については、こちらも10件分程度の予算を計上している。次に、説明欄の5、個別浄化槽経費677万2,000円であるが、主なものとしたしては、2行目の合併処理浄化槽維持管理費助成金550万円については、年間1万5,000円の維持管理費助成金といたして335件分、それからブローの修理経費の助成として20件分を見込んで計上している。3行目の合併処理浄化槽設置費補助金124万円については、7人槽1基分を予算計上している。説明欄6の環境衛生費職員人件費については、職員9人分の人件費である。次は、4款1項4目の火葬場運営費になるが、113Pをごらんいただきたいと思う。説明欄の1、火葬場運営経費2,254万9,000円については、火葬場3施設の運営経費である。1行目の指定管理料1,292万1,000円については村上、荒川、山北3施設の指定管理料である。2行目の借地料162万8,000円については、村上と山北の借地料。3行目の工事請負費800万円については、村上火葬場の炉内の主燃室耐火物の補修工事、荒川火葬場の炉内セラミック部分の補修工事、山北火葬場の制御盤内の機器の取りかえ工事などを予定している。次は、同じページの下の方になるが、4款1項6目の公害対策費である。説明欄の1、公害対策一般経費530万7,000円の主なものとしたしては、2行目の自動車騒音常時監視業務委託料126万5,000円については、騒音規制法に基づく調査の経費となっている。3行目の水質検査委託料148万5,000円については、公共用の水路など37カ所と地下水の31カ所に係る水質検査の費用となっている。4行目の臭気測定検査委託料243万1,000円については、17カ所の畜舎の臭気測定を行っている。次は、115Pをごらんください。4款2項清掃費、1目清掃総務費である。説明欄の1、不法投棄対策経費21万5,000円については、投棄の防止看板や不法投棄されたタイヤなどの処分に係る経費として消耗品費や委託料を計上している。内容については、大体例年どおりなのだけれども、今回消耗品費の中で監視カメラを2台ほど購入したいなというふうに考えている。続いて、説明欄の2の清掃総務一般経費18万4,000円については、各種協議会などの負担金で例年並みとなっている。なお、令和元年度については、現場作業員に当たる臨時職員の1名分の予算が組み込まれていたが、令和2年度分は、これは全て減となっている。説明欄の3、清掃総務費職員人件費については、職員7人分の人件費である。次に、2目の塵芥処理費である。説明欄の1、ごみ清掃対策経費3億5,784万1,000円については、ごみ収集やリサイクルなどに係る経費となっている。主なものとしたしては、2行目の消耗品費2,400万円は、指定ごみ袋の作製などに係る経費である。4行目の印刷製本費73万9,000円は、ごみ収集カレンダーの印刷が主なものである。6行目のごみ袋等取扱手数料1,131万3,000円については、ごみ袋の販売代金の15%を販売店へ手数料としてお支払いしているものだ。8行目のごみ・危険物等収集処理委託料2億8,243万円についてはごみ、危険物などの収集に係る委託料になっている。10行目のリサイクル

処理委託料3,341万3,000円は瓶、プラスチック製容器包装、古い布などの資源化処理に係る経費と瓶、プラスチック製容器包装の日本容器包装リサイクル協会での再商品化に係る経費となっている。説明欄の一番下になるごみ処理場運営経費4億3,700万6,000円である。主なものとしたしては117Pに移る。4行目のごみ・危険物等収集処理委託料827万8,000円であるが、廃乾電池、蛍光管等の処理委託料、それからテレビ、冷蔵庫、冷凍庫、エアコンなどの運搬、処分に係る委託料である。6行目のごみ処理場運営業務委託料3億5,681万1,000円については、ごみ処理場運営に係る委託だ。7行目の運営モニタリング業務委託料300万円は、ごみ処理場の運営が順調に進んでいるかどうかのモニタリングを専門業者に委託し、新ごみ処理場の運営をチェックしている。8行目の運営業務技術指導業務委託料70万7,000円については、ごみ処理場の運営業務に係る技術指導のための委託業務である。9行目の固化灰運搬埋立業務委託料633万6,000円は、固化灰をごみ処理場から荒沢の最終処分場へ運搬して埋め立てする業務に係る委託料である。それから、10行目の焼却灰資源化業務委託料4,862万円は、焼却灰約1,300トンを経済最終処分場の延命化や資源化率向上のために埼玉県の間民間リサイクル会社へ資源化処理を委託しているが、これに係る委託料になっている。11行目の焼却灰最終処分業務委託料963万円については、焼却灰のうち300トンを経済最終処分場に埋め立てしているものである。それから、12行目の水質検査委託料176万円は、檜原場内の観測井戸2カ所、檜原地内の個人の井戸6カ所について、年1回だが、31項目の水質検査とダイオキシン類の測定を行っている。次、説明欄の3、最終処分場運営経費であるが、これは荒沢最終処分場の運営経費として4,729万3,000円を計上している。主なものとしたしては、2行目の消耗品費500万円は、水処理に係る薬品代である。中ほどの9行目に廃棄物収集・運搬手数料160万6,000円であるが、これは板屋越埋立地の浸出水の運搬、それから荒沢最終処分場の脱水汚泥の運搬に係る手数料になっている。それから、12行目に設備保守点検業務委託料211万8,000円であるが、荒沢最終処分場の設備維持のための保守点検業務に係る委託料、それから活性炭の交換に係る委託料である。14行目、施設管理業務委託料1,580万7,000円は、荒沢最終処分場の水処理施設の運転管理業務委託料だ。15行目の水質検査委託料412万8,000円は、荒沢最終処分場及び板屋越の埋立地に係る地下水等の水質検査の委託料だ。1つ飛んで、17行目、工事請負費921万8,000円については、処分場の砂ろ過等更新工事の経費として計上させていただいた。次、説明欄の4、荒川郷施設維持管理経費981万8,000円だが、荒川郷最終処分場の維持管理に係る経費である。主なものとしたしては、5行目の設備保守点検業務委託料159万5,000円は、荒川郷最終処分場の活性炭吸着等、砂ろ過等などのろ過材交換業務の委託料になっている。続いて、4款2項3目のし尿処理費を説明いたす。説明欄の1、し尿収集経費9,532万3,000円については、し尿収集に係る経費だ。前年度より111万7,000円の増となっているけれども、事務補助員に係る経費が会計年度任用職員となったことによる若干の増、そのほかとしたしてはおおむね前年度並みなのだが、消費税分が増となったという程度である。主なものとしたしては、6行目のし尿収集委託料9,357万6,000円は、し尿収集を委託している業者への委託料になる。119Pに移る。説明欄の2、し尿処理施設管理運営経費である。1億5,716万4,000円については、し尿処理施設アクアセンターの指定管理などに係る経費である。主なものとしたしては、6行目に指定管理料1億2,238万8,000円がある。こちらは、平成28年から令和2年度の5年間の指定管理料のうちの今回5年目の分

となっている。それから、8行目、使用済電力機器処理業務委託料100万9,000円であるが、これは微量のPCB含有物、またPCBを含有しない使用済みの電力機器などを運搬、処分する経費として計上させていただいた。10行目の工事請負費3,000万円については、定期的に行っている設備の点検及びそれに係る修繕工事の経費ということである。

## 第8款 土木費

(説明)

環境 課長 次、157Pをごらんください。8款土木費、6項都市計画費、3目公園費のうちの説明欄の1、都市公園維持管理経費1,847万7,000円については、環境課が担当している公園などの維持管理に係る経費である。主なものといたしては、3行目の光熱水費164万円は、公園やトイレなどの電気料及び上下水道料、7行目の施設維持保全業務委託料1,499万8,000円は、公園の清掃や除草などに係る経費である。このほかは、大体例年並みの内容になっている。以上である。

分科会長(渡辺 昌君) 暫時休憩を宣する。  
(午前11時13分)

---

分科会長(渡辺 昌君) 再開を宣する。  
(午前11時23分)

歳出

## 第2款 総務費

(質疑)

木村 貞雄 今ほど説明の中で、交通安全対策の65Pか、昨年度は今までどおりで一本化なのだけれども、今回会計年度任用職員の関係でどちらかといえば2つにしたのだけれども、2つ合わせても減額になっているのはどういうあれなのか。

生活人権室長 今年度までに関しては報酬ということで、月額2万6,000円という形で、報酬プラス手当ということで1回当たり1,000円の手当を出していた。来年度、会計年度任用職員になる場合、1回当たり4,000円ということで今考えているが、なるべく減額、今の水準を維持はしようと思っているのだが、多少なりとも減額したというのが現状である。以上だ。

木村 貞雄 いい。

河村 幸雄 65Pの交通安全専門指導員の人員確保というのはされているか。

生活人権室長 専門指導員に関しては、定数2名のうち1名は人員確保されている。

河村 幸雄 済みません、これちょっと対象者、年齢的な何かというのがあるのだろうか。

生活人権室長 一応規定では、20歳以上60歳未満という形になっている。

河村 幸雄 ありがとうございます。県議会において、信号機の設置要望に応え切れていないというようなお話が伝わってきたところだけれども、その状況、村上市においてどんな把握をなされているだろうか、そのことに対して、信号機の設置、要望に応えられているかということ。

生活人権室長 各町内から信号機並びに交通安全用の横断歩道とか、いろいろ要望は来ているが、県全体では当然予算があるので、村上市においてはここ数年1カ所、2カ所程度し

かついていない。要望全体とすればやはり10件ぐらいは来ているが、そのうち1件、2件ないしが実情である。以上だ。

河村 幸雄

わかった。

鈴木 一之

75Pの地方公共団体情報システム機構負担、並びに先ほどからの個人情報の関係なのだが、先ほど来お聞きしていると、国では令和2年度には完全に個人の・・・

(「4年、4年」と呼ぶ者あり)

鈴木 一之

令和4年か。令和4年度にはそれで完全に皆さんカードを持っていると、そういうような方向でいるのだが、当村上市としても、今の現状で何らかそれに対しての皆さんにお願いするというか、やっぱりただお願いするだけであっても、何かメリットがないと。何でもただお願いするといっても、何らかのメリットがなければ、カードを持ってそれを証明として何かできるようなものがなければなかなかそのあたりは難しいのでいかなと思っているのだが、国としてもその推進に関して何かの各自治体でそれぞれの持ち味のそういうメリットを皆さんで研究しながら独自のものを作っていったらどうかというような、そういう推進に対してのことではあるだろうか。

市民 課長

国のほうでは、この個人番号カードについてはさまざまなことに活用していくことができるというふうになっている。国のほうで進めているのは、皆さんご存じのとおり、来年の3月から保険証としての利用が開始されることになっているし、また今年の夏ごろからだ、キャッシュレスサービスを活用している方に対して、最大で5,000ポイント、5,000円相当のポイントを差し上げるマイナポイント制度というのが始まる予定になっている。そういったことはあるのだけれども、村上市単独では今現在このカードを利用してこういうものをしようというような、まだそういった議論は余りされていないような状態である。まず、国の施策、そういったものに乗りながら、また今後どういったことに活用していけるか、これについては市民課だけではなく、全庁的、各部署ごとに考えなければならない部分ではあるのだけれども、そういったものは検討していかなければならないかなとは考えている。

鈴木 一之

その中で、村上市独自の中で、全庁内の中からそういったことでこういうもので使っていただければと。例えば印鑑登録一つにしても、カードが1つあるというような格好で、それが複合的に使えたりとか、また図書館の利用とか、そういうときにそれが一応使えりとか、何かそういうような複合的なものが可能であれば、もう少しやっぱりつくっていただけるという、そういうことにつながっていくのかなと思っているので、その点も踏まえてぜひとも検討していただきながらお願いしたいと思う。

市民 課長

この個人番号に関する業務、中心となるのが総務の情報担当になるのだけれども、そういったところとまた協議を進めながら、こういった事業への活用について今後検討を進めていきたいと思う。

尾形 修平

73Pの賦課徴収経費なのだけれども、これ今市のホームページとかで差し押さえの案件等をインターネットとか公募出しているけれども、今現在市でその差し押さえ等で押さえている物件数というのはどのぐらいあるのか。

収納対策室長

差し押さえ、3件ぐらい。

尾形 修平

3件。

収納対策室長

土地とかは3件ぐらいだ。

尾形 修平

私も、このインターネットの公売とか見ると、なかなかそれこそ公売出しても買い

手がつかない、また金額的にも本当にすごく安い金額で、担当課としては本当に容易でないなと私も思うのだ。今言ったその土地の件に関しても、今日だか昨日だかもネットに載っていたけれども、土地がそれこそ45坪で1万円ぐらいの値段で出ていたわけだ。それが果たして、買う人が出てくれればいいけれども、経費倒れになっている部分が私結構あるのではないかなと思うし、あえて具体的な話しすると、旧瀬波観光さんのところも、私も税務課のほうに何回も行って話ししているけれども、あの物件に関しても本当に値段がどんどん、どんどん出て、バナナのたたき売りではないけれども、下げてきても、実際問題買い手がつかない状況になっているわけではないか。その中で、瀬波の温泉街の中でああいう瓦れきが山積みになっている状況を踏まえると、代表質問でも話ししたように、例えば解体条件付きの無償譲渡とか、逆にマイナス譲渡とかというものをこういう収納物件に関してもやるべきではないかなと私は思っているのだけれども、担当課でもいいし、副市長でもいいけれども、どう思う。

税務 課長

今ほど委員のほうから、なかなか公売をしても買い手がつかないのではないかという話もあったけれども、令和元年度で申し上げると、空き家とその敷地で4件、それから田んぼで1件ということで、不動産の場合は5件ほどそういう入札があって、売却して滞納の税のほうに充当しているところである。また、そういった例えば空き家等の場合は、なかなかやはり空き家になっているとその解体費用があるので、購入されない人がいるわけであるけれども、その場合は土地の代金から空き家の解体費用を差し引いた金額で公売をしているし、土地の値段よりも解体費用が高いという場合は、なかなか購入される方が実際少ないと、いないというのが現状である。土地の公売等の場合は、隣近所の方とかいろいろ声はかけるのだけれども、確かに土地の値段よりも解体費用のほうがかかるような場合はないので、尾形委員の言われるようなことも考える必要はあるかとは思ふ。

尾形 修平

確かにその物品とか見ていると、差し押さえた品だなというのが出ていて、本当に金額的にも安くて、これだけの事務経費かけて、果たして採算ベースで考えると多分なっていないと私は思うのだ。だけれども、担当課として徴収せねばないというものの境というか、本当にご苦労されているなというのは非常に感じるのだけれども、今最後に言ったその瀬波観光さんみたいなああいう大きい物件に関しては、なかなか本当に買い手もつかないし、将来的には5年先、10年先ないまま今の状況で行っていいのかいというのを私すごく感じるのだ。その辺、課ではなくて今度副市長のほうにお願いするけれども、代表質問で言った市の公の施設の解体も含め、市の市有財産の処分も含めどのようにお考えか。

副 市 長

委員おっしゃるように、確かに今税務課の考え方は申し上げたとおりなのだが、それを超えてというか、物件によっては、確かに非常に売却に無理があるというふうなものが相当数存在するのだろうというふうに私も思う。そういった観点に立てば、今委員おっしゃるような形で、その解体費用を含めながら、当然相手のある話にはなるけれども、しっかりと確実に処理をしていけるような、そんな方策を今後早急に検討してまいりたいというふうに思う。

長谷川 孝

さっき副委員長が話ししたその信号機のことでもちょっと聞きたいのだけれども、例えば今駅西のほうに村上総合病院が12月に開院予定だろう。それで、岩船から七湊に行くと、それで踏切の前で左側に折れて、今新しくその岩船港線・松山バイパスというのをつくっているわけだ。それで、大和農産の辺から右に16メートル道路の

市道をつくっていると。それで、右折していくと。それで、三面集落のほうからは、児童の通学路の危険性があるのではないかということで、横断するときには何か信号つけてくれなんていう話も出ていたと。そして、その緑町松山線という市道、16メートル道路が村上総合病院にぶつかる場所でも信号が欲しいと。そうすると、3カ所というのがまず危険性があるわけだ。だけれども、優先順位からいったら、その村上総合病院のところぶつかる場所の市道が一番優先順位が高くて、それで七湊から左にバイパス曲がるところの踏切の手前だからそこが2番目。3番目がそのやまとうさんから横断して通学路として小学生が通うところの安全性で3番目というふうに説明を受けているのだけれども、県で15基しか造らないというのに、村上3つできるということはあり得ないのだけれども、その辺の話というのはどこまで進んでいるのか、信号機の。

市民 課長 今ほどの新村上総合病院に関する道路整備の信号機の関係だけれども、これについては都市計画課のほうで道路整備に絡めてやっている事業なので、県要望とはまた別物というふうに考えている。

長谷川 孝 それは、別問題だとはわかるのだけれども、県要望としては、では市民課はその辺には何もかわっていないから、もう都市計画課の話だけで済まされるというふうに考えているのか、その辺の話というのは、市民課は全くタッチしていないというふうに理解していいわけ。

生活人権室長 都市計のほうからもいろいろな情報をいただいている、ただいまこれからその松山から村上総合病院のほうに行くアクセス道路を今都市計画課のほうで整備しているが、その部分が松山集落の子どもたちの通学路になるかどうかというのを教育委員会に聞いているし、そこが通学路となれば、当然ながら信号機含めた形で防犯対策、防犯灯の設置とかもいろいろ出てくるので、そこを関係各課と協議しながら要望するかどうかを今検討しているような状況である。

尾形 修平 67Pの防犯灯の関係なのだけれども、例えばこの修繕費の2,300万円、さっきの説明で蛍光灯からLEDにかえていくと。蛍光灯からLEDにかえる基準というのはいくらかあるのか。

市民 課長 蛍光灯の灯具については、新しいものがそのまま使える場合は蛍光管だけを交換いたす。ただ、老朽化が進んでいるもの、あるいはもう灯具そのものが破損する場合もあるので、その場合はLEDのほうに交換をさせていただいている。

尾形 修平 私聞いているのは、その老朽化の範囲、老朽化をどうやって判断するのかということなのだ。

生活人権室長 一応業者のほうに修理依頼出すので、当然ながらプロの目を見て、その灯具がもう使えないという状況であればLEDに取りかえていただくような基準としている。

尾形 修平 業者のほうに判断は委ねているということでもいいのか。

生活人権室長 そうである。

尾形 修平 65Pの交通安全の関係なのだけれども、先ほど来話出していたのだけれども、この交通安全の指導員も、もう皆さんかなり高齢化してきて、後継者というかなり手が少ないというふうに聞いていたのだけれども、その辺現在何人おられるのかと、今後のその後進育成に関してどのような考え持っているのか聞かせてくれ。

生活人権室長 今現在5地区合わせて35人の交通指導員がいる。その中で、75歳以上の方が今の段階で4人ほどいらっしゃる。うちとしても、今これだけ運転免許の返納とか高齢者の交通事故とかあって、その定年制という部分を設けるかどうかというのは考えて

いるが、今現在いらっしゃる指導員のやる気というのも当然ながら大事だと思っ  
ているので、その辺はやはり本人の意思とかも確認しながら、今後5地区の指導員  
の方のご意見を聞きながら定年制を設けるかどうかを判断していきたいと考えてい  
る。以上である。

尾形 修平 定年制はいいのだけれども、その後進の育成に関してはどのように考えているのか  
ということ。

生活人権室長 今段階では、今いる指導員の判断でやめる、やめないを考えているが、若い方に当  
然ながら入ってほしいのだが、仕事を持ちながらというのはなかなか厳し  
い状態なので、今入ってこられる方は、やはり若くても65歳以上の方となっ  
ているが、うちも広く広報とかで募集をかけて、なるべく若い人にも入ってほ  
しいという考えは持っている。以上である。

### 第3款 民生費

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 第4款 衛生費

(質 疑)

長谷川 孝 111Pの地球温暖化対策地域協議会委員というのがあるのだが、これ令和元年からの  
始めたやつだろうか。それで、まず令和2年には何回その協議会やる予定にしてい  
るのか、この予算で。

環境 課長 地球温暖化対策地域協議会については令和2年度委員会、それから委員会のほかに  
専門部会なども組織していきたいというふうに考えているので、それぞれ各3回を  
予定している。ちなみに、委員の数は11人である。

長谷川 孝 それぞれ参加というのが6回。

環境 課長 そうだ。

長谷川 孝 それ令和元年から始めて、この協議会というのはまだ令和元年3月末までなのだけ  
けれども、何回やった。

環境 課長 令和元年度は、1回しか開催していない。

長谷川 孝 1回しかしていないで、それで内容についても、例えば委員長誰になったかとかと  
いうのも、はっきり言ってホームページには載っていない。開催するというのは確  
かにあるのだけれども、その結果誰が委員長になってというようなこととかも載っ  
ていないし、このメンバー、まず公募したメンバーいるよね。建設的な協議会だ  
ったら納得できるのだが、中に公募した人間がわあわあ、わあわあ騒いで建設的な話  
にならないような状況があるというふうにメンバーの中から聞き及んでいるのだけ  
けれども、実際そういうことは、1回しか開かなかったという理由はそういうものも  
含めてあるのか。

環境 課長 1回しか開けていないのは、そもそも設立が11月になったものだから、それで回数  
的には令和元年度は1回、2回目はちょっと今予定できていない。それから、わあ  
わあ、わあわあの話なのだけれども、いろんな委員の方もいらっしゃるのだけれ  
ども、その中でいろいろ個人的なご意見をお持ちの中で、自分のご意見を強目に主張  
されるようなこともあるが、だからといって会が運営できないとか、そういうふう  
なことは1回目の会議ではないし、それが理由で2回目が開催できないとかいうこ

とではない。ただ、ホームページとかでちょっと遅くなっているのは、実は会議録を調製していて、その内容を各委員の皆様にごう内容でどうだろうというふうなことをちょっと二、三回やりとりしている中で、情報の提供が遅くなっているのは申しわけなかったと思っている。

長谷川 孝

公募したのだから、その人間がいろいろな意見持って、多様な意見持っているということに関しては、それはそれでいいと私は思う。だけれども、名指しで言うのは失礼に当たるのだけれども、その委員の中で、例えば今回の洋上風力の部会を荒川地区でやったとき、胎内の人もいっぱい来ているだろう。それで、村上でその30人の傍聴の中に入って行って、それではわあわあ言うとなると、一生懸命にやろうとしているほかの市に対して妨害しているのと同じようなところが私はあるのではないかというふうに見られる。その人はそういうつもりではなくて、本当にいろいろ調べてやっているのかもしれない。だけれども、この前の一般質問で私と逆の立場の一般質問した議員がいるけれども、あの内容というのは、もうほとんどその人の話をそのまま聞いただけの話だ。全国的に見たら、確かに洋上風力発電反対しているグループがあって、そこから情報を得た中で、今「サンデーいわふね」だかなんかに3回続けて掲載してやっている。そして、2月末には村上市長にも何か回答してくれとか、県知事にも回答してくれとか、そういうところまでやって、ましてや我々議員にも、今回のその選挙に出るののアンケートとして皆さんに来ていたのだ。あんまりではないか、はっきり言って。副市長とかにあんまりだとか言ってもしようがないのだけれども、それは考え方がいろいろあるのだからいいけれども、これは何とも言いようがないのだけれども、そこまでせつかく市長の答弁だと、これからいろいろなそのものをクリアしながら進めていくという答弁しているのだから、それに対して、どこかに出かけていっても同じようなことを言うのはどうなのだろうねというようなことが言われているので、これはしようがないところもあるのだけれども、その団体が本当に何人規模で、存在しているのかということも現実的にわからないところがあるのだ。それも、その人間が元岩船にいたというのがあるものだし、いい、はっきり言って。

副市長

済みません、私からちょっと考え方というか、お話しさせてくれ。この委員会については、まさに地球温暖化対策というふうなことなので、広くそれに資するような議論をしていただくということなので、その一つとして洋上風力があることは事実ではあるけれども、それ以外にも広範な議論をお願いしたいということで設置をしている。したがって、これまで1回しか開催はされていないけれども、令和2年度においては分科会も設けてということなので、公平な議論が進められるように、これは委員長さんにもしっかりお願いをしながら進めさせていただきたいというふうに思うし、それ以外のところでの活動については、なかなかそれをどうだ、ああだというふうなことを申し上げるような関係にも少しないのかなというふうに思うが、市といたしては、代表質問で市長が答弁いたしたように、やはり全市民のこれからのこの村上市を思うときに何が必要で何が大事なのか、そこをしっかりとこの委員会でも議論していただくというふうに思っている。よろしく願いいたす。

長谷川 孝

この協議会で公募したのは2名したということなのだが、そのメンバーになっている2名しか応募してこなかったというふうに理解していいわけか。

環境 課長

済みません、では担当のほうの室長から答弁してもらおう。

新エネルギー推進室長 今ちょっと公募に関しての資料を持ち得なかったものだから、4人か5人だったと思う。済みません、記憶が定かでない。実際選定されて公募の委員となられた方はお二人だ。

長谷川 孝 よろしい。

尾形 修平 114Pの塵芥処理費なのだけれども、昨年と比べて6,500万円ほど経費ふえているが、その内容に関して教えてくれ。

環境 課長 それでは、担当の生活環境室長のほうから、  
生活環境室長 ふえた要因ということで理解してよろしいだろうか。

尾形 修平 はい。

生活環境室長 主な要因といたしては、ごみ処理場運営経費においてごみ処理場運營業務委託料があるが、こちらは契約当初から見込んでいた補修費があるが、そちらが去年よりもちょっと倍近くなっていると、そういうのが一つの要因である。

尾形 修平 それは、想定範囲内のあれなのだろうか。

環境 課長 年次計画で想定範囲内で、やはり2年に1遍とか3年に1遍とか、定期的に行うようなことがあって、どうしてもこの波はあるというふうなことである。

尾形 修平 それでは、次に117Pの荒川郷の施設維持管理経費なのだけれども、毎年このぐらいの予算かかっているのだけれども、実際問題施設自体は解体していないと思うのだけれども、このぐらいの予算は必要なのか、今後も。

環境 課長 建物のほうは平成28、29年度、2年かけて解体いたした。今残っているのは、最終処分場が途中の状態、それから水処理施設、これが残っている。これの維持管理に大体このぐらいずつかかっているということで、特に状況に変わりなければ、おおむねこのぐらいずつの経費はかかるなというところであるけれども、こちらについても、いつまでもというふうな、この同じ状態を続けていくわけにはいかないので、この先のことは考えていかなければならないというところである。

尾形 修平 確かに考えると、今その荒川のほうの最終処分場のほうには新たなものは行っていないわけではないか。にもかかわらず、これだけの予算がかかっているというのがずっと不思議だったのだけれども、言ってみて今の課長の説明だと、来年以降もこのぐらいの予算はかかっていくということになると、先の見えない話になっているような気がするのだけれども、いかがなのだろう。

環境 課長 こちらについても、今現状新たなものは持ち込んでいないのだけれども、状況としては途中でとまっているというような状況なので、これをこの先何がしかの形で閉鎖していくというふうなことをやはり今考えているところである。ただ、何年度というふうな具体的ところがまだ見えていないという状況である。

尾形 修平 そしたら、次に111Pの墓地の無縁墳墓改葬業務なのだけれども、先ほどの話で、今年50万円の予算で改葬を進めていくということなのだけれども、50万円の予算でどのぐらいできるのか。

環境 課長 では、担当のほうから。

生活環境室長 今年度も50万円でやらせていただいたが、大体平均で50平方メートルぐらいの改葬ができています。それで、ちょっとやってみてなのだけれども、かなり掘ってみたいという部分が大変あって、来年度もちょっと同じ予算上げさせていただいたのは、今回ちょっと平坦な場所を選定させていただいたが、来年度はちょっと坂がきついとか、そういうところを見ながら全体的な事業費を算出していきたいと、そういう予定である。以上だ。

尾形 修平 これ前回というか報告してもらったときに、たしか490ぐらいの無縁墓があるというふうになったのだけれども、今のこのスピードでいくと、その490の無縁墓の解消するのにどのぐらいかかるのか。

生活環境室長 来年度のほぼ調査的な形でやるけれども、それをやれば全体的な事業費が見えるということで、次年度以降1年、2年はかかるのかなと思うが、それぐらいで一応改葬ができるかなという見込みは持っている。

尾形 修平 いや、この予算でもう二、三年で490の無縁墓が全部その共同供養塔のほうに移るといふふうに今受けとめたのだけれども、それでいいのか。

生活環境室長 済みません、ちょっと言い方が誤解あったのかもしれないが、来年度も50平方メートルほどでちょっとやらせていただいて、いわゆる大体見込み的にはもっと500平方メートルぐらいは無縁仏改葬できるのかなと見ているのだが、そこで事業費算定した中で、また令和3年、令和4年度ぐらいで改葬ができるかなというふうに見込んではいらる。

(「補足」と呼ぶ者あり)

渡辺分科会長 済みません、間もなく12時になるけれども、この後第8款とあと協議会もあるけれども、このまま継続してよろしいね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

環境 課長 若干補足させてくれ。令和元年度50万円、令和2年度50万円で、これで大体この先の全体像をつかみたいというふうに考えている。全体的には500平方メートルぐらいあるので、単純に言うとも50万円の予算だと10年かかってしまうのだが、さすがに10年かけてというのはなんなので、もう少し期間を短縮して予算要求をしていきたいと考えている。

長谷川 孝 113Pのその公害対策の臭気測定のこととちょっとお聞きしたいのだけれども、岩船で夏場になると特に豚舎で大分、環境課長これで3人かわって、だんだん、だんだんよくなってきているというふうに思っているのだが、この前八日市のその一番気になっているというお宅にあれば、完全にはまだやっぱりにおいがしなくなったというわけではないのだという話ししているのだが、その辺今までミストとかでやられて、8時だか9時だかで終わったらまたにおいするとかというのと、そういうの対策というのは、今までで経緯を含めてどういうふうに変更していったのか、ちょっと教えてくれないか。

環境 課長 平成29年の事業か、ミストで対策して、平成30年度、平成31年度かけて調査などを含めて追跡してきたのだけれども、ミスト自体は効果はないことはなくて、やはり30%程度の低減効果はある。これは、県の普及センターのほうの調査等でそういう結果になっているので、それはあるが、ただ、議員おっしゃるようにゼロにはどうしてもならないというふうなことである。それから、夜のほうなのだけれども、対象の事業者が3軒ほどいるのだけれども、そちらのほうの方々、夜の管理がなかなか難しいのだというふうなことで、どうしても9時ぐらいで一旦とめてしまっているところがあるのだが、そちらについては、何とか夜もお願いできないかというふうな協力要請というふうなことで、継続しているといったところだが、ちょっと今なかなかというところだ。状況については、私も地元岩船なので、十分承知している。効果的には出ているけれども、まだ十分ではないということも認識しているので、引き続き事業者の方と含めて、あとそれから地元の区長会のほうからも、神林のほうだ。そういうふうな要望が出ているので、そういった地元の方々との連携しな

- がら事業者と協議に当たっていきたいというふうに考えている。
- 長谷川 孝 今のところ有効手段としては、ミストが一番だということで、それが以外の対策というのはやっていないというふうな形で理解していいわけだね。
- 環境 課長 最初の年、水のミスト噴霧をやって、2年目なのだけれども、実は消臭剤のミスト噴霧をしようか、したいというふうな話はしていたのだけれども、ちょっとできていなかったみたいだ。少し改良される余地があるとすれば、そういった材料の変更をしていくというふうなところが考えられる。
- 木村 貞雄 同じ関連なのだけれども、県のほうでは新たなその方法というのを考えていないのか。
- 環境 課長 県のほうといたしては、我々の相談とかに乗ってはいただいているが、具体的な方法、施策、そういったものは、なかなか今のところないということである。
- 長谷川 孝 これ、例えば9時だったら9時で、あと業者に任せて9時以降もやってくれというのではなくて、何かそこに9時だったら9時以降に対しての、少し県にも相談しながら何か補助金みたいなつかないのかなということとは考えられないものなのか。
- 環境 課長 今ちょっと思っている中では、該当はないかもしれないが、なお相談してみる。

#### 第8款 土木費

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

分科会長(渡辺 昌君) 散会を宣する。

(午後0時05分)